

『武家諫忍記』の形成過程と読まれ方を探る

— 大聖寺本を中心に —

矢森 小映子

はじめに

第二班の研究目的は、大名家評判記の形成過程と読まれ方を探ることにある。具体的には、『武家諫忍記』序・国法・教法の翻刻・分析と、大聖寺藩における所蔵経緯から読まれ方を考察するという二本立ての作業を行った。

本稿ではこの共同作業をもとに、筆者が担当した『武家教法之巻 主将嗜之事』（大聖寺本の名称であり、養賢堂本では『武家諫忍記教法之巻 人主嗜之條々』。以下「主将教法」とする）の典拠分析と、大聖寺藩の蔵書形成・学問状況に大きく影響を与えたと考えられる、河野春察という一儒者のあり方の考察を行う。いずれも未だ基礎作業のレベルではあるが、『武家諫忍記』の形成過程と読まれ方を探る一視角となればと考えている。

一、『武家諫忍記』主将教法

『土芥寇讐記』における引用書目については、既に先行研究があり、儒学・兵学やその他多様な書物を問題意識に応じて受容した可能性が指摘されている^①。また今回の講義においても小田氏・小関氏らにより、『武家諫忍記』『武家勸懲記』などの引用書目という視角から、諸本比較や評者像を解明するという報告がなされている。本節では特に主将教法をとりあげ、引用書目からその思想的背景を考察してみたい。なお、今回の作業では大聖寺本を使用した。

① 儒学思想の引用書目

主将教法の第一条「天下国家之司タラン人常ニ心得可有事」では、主将の道理を知るために「五常」が必要であると、「仁義礼智信」について詳しい説明が加えられている。九ヶ条中もつとも長く、また儒学思想の色濃く出た条目といえよう。ここでは特にこの一条目をとりあげ、その引用書目を検討してみたい。

【表一】は、主将教法一条目における引用書目の一覧を示したものである。

まず主将教法において諸書を引用した部分を示し、引用書物名と該当部分を示した。引用書物名が明示されていないものについても、筆者が引用と判断した場合は記載した。ただしこの表は未完成であり、引用書目の特定も不十分である。また引用を示す「曰」「ト云リ」といった語がなくとも、引用したと思われる文言も見つかっており、今後出てくる可能性がある。未だ中間報告の段階ではあるが、現段階での作業過程を示すものとして提示した。

この調査作業の中で筆者が疑問をもったのは、「曰」「古ノ教」といった語を用いたり、明らかに抜粋とみられる漢文がそのまま組み込まれるなど、書名が明記されていないことが多い点だった。実際に引用書目を調べると、『孟子』『論語』などの中国古典が中心なのだが、書名・著者名が示されているのは、「孟子」・「朱文公」（ただし出典は不明）の二回のみである。孫引きの可能性も考慮する必要があるだろう。

そこで今回の作業では、林羅山『春鑑抄』『三徳抄』との比較を試みた。この二書を選んだのは、前者が五常を、後者が三徳を概説しており、この条目と共通する性格をもつと考えたからである。この比較をもとに作成したのが、【表一】の右「林羅山」という項目であり、この二書において類似・共通する部分を記載した。

その結果、一条目における中国古典引用部分のほとんどは、羅山の二書においても引用されていたことがわかった。さらに、当初教法之巻のオリジナルと考えていた「礼ト云ハ人ニ敬慎有テ事ノ次第ノ乱サルヤウニナスヘキナリ。」「少モ偽リナク定ヌル理ナリ。」といった文言も、これらの書にほぼ同様の文言があることが判明した。もちろんこの二書以外の書物の調査も必要ではあるが、これほど共通する文言が含まれている点は非常に面白いと思われる。

② 兵学思想の影響

さて、第一条目で文武は「左右」「ハナレヌトコロ」とされていたが、第二条目「武道ハ文ノ末ニシテ又一道ナリ。故ヘニ前ニ云コトク文武者ハナレヌトコロナリ。武家ニ生テハモツハラ此道ヲ学テ天下国家安全ヲ願トコロ然ナリ。」では、「武将諸士ハ武ヲ以先トスヘシ」として、武道の重要性が強調される。武道もまた「五常ノ道ト別ニシテ一道」なのである。では、武道はどのような書を引用して説明されているのだろうか。

まず注日したいのは、次の記述である。

曰武略智略計略軍法ト云々。武略ト云ハ我城取賢固構陣能取敷備ヲ能立、人数之手組手分其作法定リタルヲ云ナリ。智略ト云ハ能將乱タル敵ヲ真ニシテ位ヲ以責、敵ヲサタ々セ働トコロヲ見テ半途ヲ撃、伏兵ヲ以是ヲ殺、惑^{（イ）}帰伏ノ士ヲ招テ味方ヲ人^{（ロ）}其謀ヲ聞取テ敵ヲ亡スヲ智略ト云。計略ハ敵国へ常々忍ヲ入テ諸道ノ敵ニシテ人民是ニトツクカトツカサルカヲ聞、邪義無道成ニヨツテ諸民是恨ウトムカノ品ヲ兼テ聞ヨリ自国ヲ賢固ニシテ諸民ヲ憐可有。敵ヨリ又如此計トキハ敵恐ルヘシ。

ここでは軍法の内容を説明しているわけだが、諸本によつてこの部分には差異が生じている。大聖寺と同じく「武略智略計略」を挙げるのは池田家本であり、この両書の関係が近い位置にあることがうかがえる。養賢堂本ほか諸本においては「武略智略」であり、米沢本では「武略」のみとなっている。大聖寺・池田家本以外は省略されているわけだが、「云々」とあることからこの部分には典拠があるはずである。

実は『甲陽軍鑑』品第四一「軍法序」には、軍法について次のような記述がある。⁽³⁾

武略智略計略をよくして、定而能勝利をうる事を能軍法と云。然るに武略のものとハ、自国諸の城取をよくかまへ、陣取をよく取しき、備をよくたてまふくる事、大形は先是武略のものと成り。さて智略は、よき大将有て乱敵を真にあてかひ、大将なくて乱敵を味方も乱てあてかひ、大将有て真なるをば位をもつてこれをつめ、敵をそよりたて、働敵を見合、はんとをうち、かまりをもつてころし随へ、或敵の内に帰伏の侍をまねき、或ハ味方に謀ある勇士を近付、敵国へさしつかひ、其行を能きととりて其敵を全亡す事、是先大形智略のものと成り。又計略は、出家町人百姓なんどの才覚あるものを常に恩をあたへて後、敵国へつかひ敵の大将才智なくして好事を過して、万民までもうとむ処を聞つくるひ、敵国をさたせ其国をせめ、又は敵の内に邪欲の者をききハめ、引物色々をもつて其敵を随る事、大形是計策元也。右ノ武略智略計策三ツの作法、其すべを知て是を謀て勝利をうることをわざを指て能軍法と申す。

今回は寛永年間に武家の間で読まれていた『甲陽軍鑑』を例に挙げたが、字句の差異や、特に「計策」（教法では「計略」）の部分の違いも大きいので、ま

だ引用書と特定することはできない。

そもそも武略・智略・計略は兵法思想の根本であり、甲州流その他大部分の兵法において「軍法の三本」とする兵法の三大要素であるが、この「計策」を兵法の大本に含むか否かは、流派や兵学者によつて見解が異なる⁽⁴⁾。ただし大聖寺・池田家本以外でも「計略」の語は使われないものの、その説明部分は「敵国へ常ニ忍ヲ入テ人民是ニツクカトツカサルカヲ聞テ、自国ヲ賢固ニ持テ諸民ヲ可憐。敵ヨリ又如此謀ルトキニ、国民トモニ随ヒ属也ハ敵恐ルヘシ」（養賢堂本）と記載されており、写本作者の意図的な省略か誤りの省略かは、慎重な検討を要する。少なくとも聖藩本教法之巻の作者は、武略智略計略を兵法の重要素と認めていたと考えられよう。

また今回典拠を明らかにすることはできなかったが、後半部分で「軍ノ出ス二十二之法」が全て示されており、兵法をとりこもうとする意識がうかがえるのではないかと。

ただし注意したいのは、一条目と同様、「兵法曰」「古語曰」など、引用書目にはまったく明記されていない点である。さらに一条目について言えば「兵法曰、能戦モノハ死ス。ニクルモノハ生ト云カコトシ。」とあるが、類似の文言は『三徳抄』にもみられる（表一参照）。

また兵学を全面的に受容しているわけではなく、兵学の要素の一つである「謀」についても「謀略トテサラニ人ヲ計タフラス道ニアラス。理以謀実ヲ以知ルヲ誠ノ軍（養賢堂本では「軍法」也。）とし、「人ヲ計タフラス」謀略は批判されている。「謀略」としての兵学批判は、林鷲峰、佐藤直方らにもみられるものであり、『土芥寇讐記』にもその傾向があることは既に指摘されているが⁽⁵⁾、これらの点もふまえ、『諫忍記』における兵学思想の典拠およびその背景についても、今後さらに調査が必要である。

③そのほかの典拠

そのほかの引用について、興味深い点を指摘しておきたい。第一に、七条目「主将ハ賞罰正スヘキ事」における「十悪罪」、第二に同じ条目中の「七殺」の引用である。この二つは引用でありながら諸本によつて差異が生じている。それを比較したのが【表二】である。

まず「十悪罪」からみていこう。そもそも十悪罪とは、隋・唐の律において、国家秩序を乱すものとして時に厳しく罰せられた十の罪である。本文にもある通り「名例律」（養老律）の「八虐」の基となっている。その内容は「謀反

・謀大逆・謀叛・悪逆・不道・大不敬・不孝・不睦・不義・内乱」⁶とある。このうち、諸本でもっとも差があるのが六番目の「大不敬」である。大聖寺・池田家本では「大敬」となっている。「大不敬」とは天皇に対する不敬の意であるから、明らかに罪名としておかしいことはすぐわかるはずである。おそらく「不」を抜かしたミスと考えられるが、その明らかでない間違いが共有されている点は、両書の関係を考えるうえで興味深い。さらに養賢堂ほか諸本において、この部分は「大欲」となっている。「大敬」の写し間違いか、あるいは「大敬」では明らかにおかしいと考え、意味を合せようとして、字もよく似た「大欲」と判断したのであろうか。なお、東北大本は養賢堂本とほぼ同じだが、「大欲」と「不孝」の順序が逆になっている点も指摘しておく。

次に「七殺」については、大聖寺本では二番目と五番目で「謀殺」が重複しており、池田家本は二が「謀殺」、五が「誤殺」となっている。養賢堂本ほか諸本では二が「謀叛」（米沢本では「謀反」）、五が「誤殺」となっている。

七殺は典拠が特定できていないため、いずれが正しいのか判断は難しい。だが大聖寺本の「謀殺」の重複はおそらく誤りであると考えられるし、養賢堂ほかの「謀叛（反）」もその他の六殺と比べて違和感がある。以上の点から池田家本の「謀殺」「誤殺」が正しい可能性が高いと思われるが、これはあくまでも現在確認できる諸本中の比較の結果であり、そのほかの諸本との比較や典拠の特定が必要であろう。

引用でありながら諸本によってこれほど差があるのは、諸本を作成（書写）した人物が「十悪罪」「七殺」について知識がなかったか、重視していなかったためであろう。わざわざ引用して執筆されているという点と、それにも関わらず認識・重視されずに書写されたという二つの側面は、近世における中国あるいは日本古代の律に対する認識のあり方を考える一視角となりうるのではないか。

以上のように主将教法においては、儒学・兵学の思想や律など様々な思想の影響を受けながら書かれていることがわかった。もちろんこれら全てが原典からの引用ではない可能性もあり、今後さらなる特定作業が必要である。

最後に、教法之巻の最後にある次の文をみておきたい。

右十五ヶ條者聖賢ノ教ヲカルル道ナリ。此心ヲ悟人ハ世ノ誉明ナリ。今時メケル主将ニ信□人ハ少シトニヤ可心得者也。此武家教法ハ愚ニシテ智人見給ヘキニアラス。唯童幼ノ見タマハントテ拙我ニ宣ヘハ常々人之教給事ヲ耳ニノコ

シテ今一冊ヲツ、リテ披見ニ入ル者也。

これは大聖寺本にしか記されていない文言であり、大聖寺本教法之巻の形成過程と読まれ方を示すような部分である。「宣」った人物、そして綴った「拙我」とは誰なのだろうか。この問題を探る中で筆者が関心をもったのが、大聖寺藩の河野春察という人物である。次節では、今回使用した大聖寺本『武家諫忍記』がどのように伝わってきたのか、という経緯から、大聖寺藩および河野春察について考察を加えてみたい。

二 大聖寺藩河野春察

①大聖寺藩概要

大聖寺藩は、加賀国江沼郡大聖寺を藩庁とした外様中藩である。寛永一六年、金沢藩三代藩主前田利常が嫡男光高に封を譲って小松に隠居するにあたり、次男利次を越中国富山十万石に、三男利治を越前国境の大聖寺七万石に配して立藩させた。

大聖寺藩の諸制度は、宗藩にほぼ準じたが、その体制は初代利治・二代利明の時期に築かれたとされる。利治は家臣団の統制に力を入れるとともに、鉱山資源の開発をはかった。

利明の治世は、大聖寺藩史における「黄金時代」と称される。利明は家老神谷守政の補政を得て、大聖寺川の治水、新田開発、紙漉き・茶・九谷焼など殖産興業策を打出し、財政基盤の整備に努めた。

大聖寺藩主として初めて、儒者を招いてその講義を聞いたのも利明である。利明は寛文四年、林羅山の高弟である河野春察を二五〇石をもって招き、藩主および藩士に儒学を講じさせたという。ただし藩士らの学問への志向は弱かつたらしく、元禄六年から度々、家中の文武不学に注意を促す諭告が出されている。

なお、大聖寺藩で藩校が創設されるのは、天保十一年である。当時の十一代藩主利平は、書院において儒者に経書の講義を命じ、家中藩士に聴講させた。この書院を学問所と称し、大聖寺藩における藩校の起源とされている。

この学問所は安政元年、十二代利義の時に「時習館」と改称され、文武両道に拡張した。同四年には時習館を文学校とし、新たに武学校として有備館を開設した。明治二年には大幅な改革が行われ、時習館内に董正館（洋学）、達材舎

(漢学)、成徳舎(漢学、後に温知舎と改称)、啓蒙舎(素読・習字)の四学舎を増築し、さらに洋式教練を目的とする操練所を設置して、兵学舎を付属させ、これらに有備館を加えて藩学校と総称した。これらは明治五年に廃校となつてゐる。

②『武家諫忍記』所蔵の経緯

大聖寺藩において『武家諫忍記』がどのように読まれ、利用されてきたのか、という問題を探るためには、まずその所蔵経緯を明らかにする必要がある。『武家諫忍記』が所蔵されていた聖藩文庫とは、どのような性格・歴史をもっているのだろうか。主に矢野貫一「聖藩文庫概言」に拠りながら述べていきたい。

聖藩文庫とは加賀市立図書館の特別蔵書であり、前述の時習館・董正館・操練所など藩学校の旧蔵書を主幹となす。藩主前田家の私有書物や藩政の文書記録類は含まれない。ただし大聖寺町の学校・図書館の蔵書もこれに併せられたため、廃藩後の出版物も多く、大正期・昭和初期のものまで混ざっている。つまり加賀市立図書館が引き継いだ書物のうち、和装本をもつてこの文庫が成立しているものとみなされている。

その構成は、国書千六百六十五点のうち、歴史地理部門が五百八十点で全体の半ばを占め、そのうち三百十点が日本の雑史、多くは軍記類である。漢籍準漢籍は四百六十五点で、経部二百七点、子部百七十七点、史部七十五点、集部六十点の順であり、経書のうち明清版は、四書注釈書・研究書など科挙のための受験参考書であるという。⁹⁾

では『武家諫忍記』は、もともとどこに所蔵されていたのだろうか。筆者は「時習館書目」¹⁰⁾を調べ、『武家諫忍記』がこれに記載されていることを確認した。

だが『武家諫忍記』に捺されている印は「錦城小学校印」「聖藩文庫」のみで、「時習館」印はない。¹¹⁾これはどういうことなのだろうか。

安政元年に学問所が時習館に発展した際、学問所の蔵書もまた時習館に引き継がれた。ただし藩主からの委託本として扱われ、時習館において需めた書物とは区別されたらしい。「御預」の貼紙のあるものがそれで、貼紙がなくとも「時習館」印の捺されていないものは、大方御預りとみなしうるといふ。¹²⁾

今回参照した「時習館書目」には、翻刻者の調査により『大聖寺藩侯蔵書目録』に記載があるか否かも明記されている。それによれば『武家諫忍記』は『大聖寺侯蔵書目録』にも記載があるという。ただし書名と冊数が一致しているの

みで、同一の書物であるかは不明である。

『大聖寺侯蔵書目録』は大聖寺藩主前田家の蔵書目録であり、現在確認されているのは金沢市立図書館大島文庫に所蔵されている写本のみである。この目録の原本成立時期については、記載されている藩政文書の年代から、二代藩主利明治世の頃と推定されている。¹³⁾

この目録において注目されるのが、和漢両書を通して四書注釈書を中心とした経学関係の書、兵法・古戦記を中心とした兵学書がその過半数を占める点である。¹⁴⁾

以上の先行研究をふまえると、『武家諫忍記』はもともと二代藩主利明によつて所蔵されており、それが天保十一年に学問所におかれ、「御預」として時習館、さらに聖藩文庫へと引き継がれた、と考えられるのではないか。『武家諫忍記』に記載されている大聖寺藩主は利明であるから、その所蔵者が利明以前に遡る可能性は低いと考えられる。ただし前節でも述べた「十悪罪」「七殺」などの引用の誤りをみると、大聖寺本は写本で、原本は利明の蔵書として別に存在していた可能性もありうる。ただし、以上はあくまでも筆者の推論にすぎず、やはり大聖寺蔵書についての史料調査が第一の課題となるだろう。

それでは、自身の評価も記載されている『武家諫忍記』を、利明はなぜ、どのように入手・利用したのだろうか。利明の蔵書蒐集のあり方から考察してみたい。

そもそも利明が好学の大名であり、寛文四年に林羅山の高弟河野春寮を招聘したことは既に述べた。その点からも、儒学関連書の多さは納得できる。では兵学書・軍記類についてはどうだろうか。実はこの軍記蒐集事業に深く携わっていたとされるのが、河野春寮なのである。利明の蔵書形成に大きく関与しているらしい河野春寮とは、一体どのような人物なのだろうか。

③河野春寮

春寮の経歴は『河野家譜』¹⁵⁾に詳しい。以下、それをを用いて簡単に経歴を述べたい。

春寮は慶長一七年一〇月、長州萩郷に生まれた。父は林就通、母は河野伊賀守元次の女で、母方の姓を名乗つて河野と称した。小字は自然、通称は喜平次、実名は通英である。最初京で医学を学ぶが、のち儒学を志し、四書五経を読み、京の儒家の「性理之講談」を聞いた。寛永八年江戸に赴き、益庵と号し後に春寮と改めた。市中にあつて広く諸子百家の典籍を学び、同十年九月、太田備中

守資宗に仕えた。翌十一年には林羅山に就き、初めて「四書之註解」を聞いたという。林羅山の門下では、その高弟の一人に数えられた。

春察は万治二年まで資宗に仕えたが、実はその期間は『寛永諸家系図伝』の編修時期と重なっている。このことは『河野家譜』に記されていないが、少し説明を加えておきたい。

『寛永諸家系図伝』とは、寛永年間に江戸幕府が編修した系譜の書である。仮名本・真名本各一八六冊からなり、松平氏・清和源氏・平氏・藤原氏・諸氏の五種および医者・同朋・茶道の三類に分類されている。

寛永一八年二月七日、「諸大名家々之系図相尋、記之、可差上旨」の上意が太田資宗に通達され、同人が総裁となり、林羅山・鷲峯を編修責任者として事業が進められた。まず諸大名および幕府旗本より系図・家譜などの資料を提出させ、その真偽判定には主として林羅山・鷲峯があたった。同二十年九月に將軍家光に献上されている。この編修事業について、『徳川実紀』大猷院御実紀正保元年正月十日条には、「諸家系図編集の事にあづかりたる書生。僧侶等の褒賜あり。」とし、金地院元良をはじめとする人物名が挙げられているが、その中に「太田備中守資宗が医春察」も「銀二十枚づゝ給ふ」と記されている。春察もまた、主君太田資宗、師林羅山らとともに、諸大名・旗本らの系譜編纂事業に携わっていたのである。¹⁶⁾

『土芥寇讐記』の形成過程を考えるにあたり、『寛永諸家系図伝』が各大名家のデータ収集という点で近い性格をもっていることは、既に昨年の小川論文でも指摘されている。¹⁷⁾『寛永諸家系図伝』と『武家諫忍記』との関係はまだ未検討だが、各大名や系譜の記述比較などは、今後の重要な課題となるだろう。

さて、万治二年に資宗の仕を辞した春察は浪人となったが、寛文四年に藩主利明に二五〇石（寛文七年に三百石）をもって儒者として招かれた。延宝三年に春察が没した後は、その子通尹もまた来藩し、儒学をもって藩に仕えている。

春察はまた、大聖寺藩の軍記蒐集抄写事業にも関わっていたと推察されている。¹⁸⁾ 聖藩文庫所蔵の軍記のうち、春察が関わっていたものを二、三挙げると、春察が京都建仁寺で書写した『応仁記』（寛永一三、ただし現存はその写本のみ）、林羅山より借り写した『慶長五稔記』などがある。また春察の著作である『本朝古今合戦記』¹⁹⁾（寛永一九、自筆本）、利明に命じられて草したという「三河記序」（寛文九）からは、春察の軍記に対する素養や見識の深さがうかがえるという。²⁰⁾

林羅山と兵学の関係については先行研究において言及されているが、春察も

また師である羅山の影響を受け、軍記に通じていたのではないか。聖藩文庫の経書の中にも羅山の蔵書印が捺されたものがあり、羅山の高弟春察が、利明の蔵書形成に深く携わっていたことが推察される。今回は『武家諫忍記』と河野の関係まで明らかにすることはできなかったが、教法之巻における、林羅山の影響とみられる文言、兵学や軍記との関連なども含めて、今後の課題としたい。

おわりに

大聖寺藩における河野春察の勤めぶりを具体的に示す史料はないが、前述の『河野家譜』によれば、前の主君太田資宗のもとでは「日夜侍左右、談古今之政事、恩遇甚渥、常前席預顧問擢陪侍」であったという。日夜君側に侍し、御咄の御相手をする「御伽衆」のような役目を果たしていたのではないか。御伽衆はもともと戦国時代の陣中武辺咄などから発展したものとされており、またその語るところは「よく其の主を益し、旧家の秘事、名将の隠徳、みな語り伝えられ、多くの史話を後世に伝え、文化機関を整へる隠れた働きをなしたとされている。²¹⁾ 春察もまた兵学や軍記物語の講釈を行っていたのではないだろうか。

儒者が兵学や軍記の知識をもち、御伽衆の役割を果たすことは、特殊な例ではない。春察の師羅山も、幕府に求められたのは『六韜』『三略』のような兵書の知識であり、四書六経の儒学ではなかった。²²⁾ そして羅山もまた、徳川家光の「御咄衆」として毎日登城していたという。²³⁾ 林羅山をはじめ、近世初期の儒者は「物読み坊主」として扱われるのが通例であり、「侍講」というよりは「御伽衆」の一人だったといえる。²⁴⁾

また本藩金沢の前田家も御伽衆を抱えていたことは『利家夜話』『微妙公夜話』など多くの史料から確認される。利家は大変咄好きであり、光高もまた林羅山を招いて論語の講釈を聞いたり、羅山が光高の軍談に感心したこともあったという。²⁵⁾ 御伽衆についての本藩からの影響や羅山との関係については、今後検討を深める必要があるだろう。

以上のように、儒者春察は大聖寺藩において、儒学の講義、御伽衆としての御咄、軍記蒐集抄写といった役割を果たしていたと考えられる。

ここで想起されるのが、『武家諫忍記』主将教法である。主将教法では、古の明君良将を例にとり、儒学・兵学の思想をひきながら、主将がいかにあるべきか、その心得を説いていた。河野がこの教法の執筆、あるいは蒐集・書写にどの程度携わっていたかは今回明らかにすることはできなかった。しかしこの教

法の思想的背景と、大聖寺藩が河野に求めた役割とは通じるところがあり、近世初期の学問状況を考える上で、一つの視角となりうるのではないだろうか。

今後の課題としては、まず教法の典拠特定を進めていくことが挙げられる。

また羅山の書物が教法の典拠として利用されている可能性もあり、羅山の他本も含めて検討の必要があるだろう。さらに大聖寺藩における軍記・儒学書やそれらと河野のかかわりについて、史料調査の必要もある。最後に、今回は大聖寺藩のみの検討にとどまったが、大聖寺藩以外の諸藩では、『武家諫忍記』はどのように所蔵されてきたのだろうか。その経緯を探ることが、大名家評判記の形成過程と読まれ方の解明につながる、今後の課題であると考えている。

【注】

- (1) 小関悠一郎『土芥寇讐記』における「文」「武」の関係について(『大名評判記』の基礎的研究)二〇〇六年。
- (2) 両書とも成立年は不明だが、寛永初期の作とみなされている。本稿では、石田一良校注、『日本思想大系二八 藤原惺窩・林羅山』(岩波書店、一九七五年)所収のものを使用し、引用書目特定にあたっては、同書注を参考にした。
- (3) 『甲陽軍鑑』は寛永年間には武家の間で読まれており、元和頃には成立したとされる。すなわち、武田の重臣高坂弾正の遺記を基として書きつがれ、江戸初期の軍学者小幡景憲が自らの見聞するところを交えて集大成したものと推定されている。今回は前田育徳会尊経閣文庫が所蔵する刊本(二十巻二十三冊、刊記なし)の影印版『甲陽軍鑑 二』(勉誠社、一九七九年)所収)を引用した。
- (4) 石岡久夫『日本兵法史 下』(雄山閣、一九七二年)、一五二頁。
- (5) 小関前掲論文、小川和也「個別大名への視角と兵学との関連―長岡藩主・東照宮御遺訓」・林家の兵学観」(同書所収)など参照。
- (6) 『日本思想大系三 律令』(岩波書店、一九七六年)所収の「名例律第一」を参照した。
- (7) 『藩史大系』、『大聖寺藩史』(大聖寺藩史編纂会、一九七八年)、加賀市史編纂委員会『加賀市史 通史 上巻』(加賀市役所、一九七八年)、矢野貫一「聖藩文庫概言」(矢野貫一ほか編『聖藩文庫目録』加賀市立図書館、一九八七年)、磯部彰「大聖寺藩における漢学受容の研究」(『富山大学人文学部紀要』第十号、一九八五年二月)など参照。
- (8) 前掲『大聖寺藩史』四二頁。
- (9) 前掲「聖藩文庫概言」、六一頁。
- (10) この「時習館書目」とは、藩学校が廃され、時習館蔵書が錦城小学校に委託された後に作成されたものである。錦城小学校は大聖寺の諸学校の図書を一室に擁していたが、昭和九年の大火の際多くを焼失した。昭和三二年から三三年頃、八間道の公民館図書館(三三三

年)に加賀市立図書館と改める)に移された。ただし時習館の蔵書のみではなく、董正館、操練所の印を有したものもあり、書目作成の時点で混在していた時習館以外の書物も含まれていると考えられる。『聖藩文庫概言』

- (11) ただし原史料ではないため、確認の必要がある。
- (12) 前掲「聖藩文庫概言」、六二頁。
- (13) 磯部彰「大聖寺藩舊蔵漢籍の研究」(『富山大学人文学部紀要』第十一号、一九八六年三月)。
- (14) 磯部同右論文。
- (15) 大聖寺弓町河野家蔵、近世前期写、折本一帖。今回は黒田彰「聖藩文庫本『応仁記』について」(『加賀市立図書館聖藩文庫蔵 応仁記』加賀市立図書館、一九八七年)に掲載されている翻刻を使用した。
- (16) 『国史大辞典』の「寛永諸家系図伝」の項目には、「事務上のことは最初太田資宗の家臣河野春寮が専心」とあるが、この典拠は示されていない。また「春寮」とあるのは、おそらく「春察」を指していると考えられるが、同様の誤りは、山本信吉「日光叢書寛永諸家系図伝 解題」『寛永諸家系図伝』について(『日光叢書 寛永諸家系図伝 第一巻』『続群書類従完成会』一九八九年)所収)においてもみられる。山本氏は本稿で引いた『徳川実紀』記事を引用しているが、「春察」について右に「(河野)」、左に「(春力)」と注を付している。ただしこの典拠も不明である。
- (17) 小川和也「幕藩制国家確立期における「仕置」標準の展望―『土芥寇讐記』の研究視角について」(前掲『大名評判記』の基礎的研究)。
- (18) 黒田前掲論文、矢野前掲論文。
- (19) 黒田前掲論文。なお、筆者は加賀市立図書館にてこの二書を確認したが、特に興味深いのが『本朝古今合戦記』であった。これは、「為義」から「秀頼」までの、軍記に登場する人物の略歴を記した「古今英雄記」と、「保元合戦」から「嶋原一揆」までの日本史上の主な合戦の概要を記した「合戦記」からなる。書き込みや貼り紙による加筆・修正もみられ、河野が軍記を読み、あるいは咄をする過程で作成され、改訂を加えながら使用されていたことが推測される。
- (20) 桑田忠親『大名と御伽衆 増補新版』(有精堂出版、一九六九年)、若尾政希『太平記読み』の時代』(平凡社、一九九九年)。
- (21) 桑田同右書、一一六頁。
- (22) 前田勉『近世日本の儒学と兵学』(ぺりかん社、一九九六年)。
- (23) 桑田前掲書、九七頁。
- (24) 渡辺浩『近世日本社会と宋学』(東京大学出版会、一九八五年)、堀勇雄『林羅山』(吉川弘文館、一九六四年)。
- (25) 桑田・若尾前掲書参照。

【表一：主将教法一条目引用書目一覧】

主将教法引用箇所	引用書目	引用部分	参考：林羅山
古明君良将ハ安キニ居テ危ヲ不惑、己ヲカヘリ見テ欲ハハナキ者、直ヲ奉テ曲ヲシラシメ、四民ヲ惠道ヲ治テ百姓ヲ撫テ、内外其所ヲ得テ上下化ニ随風儀淳朴ニシテ令命行施ナリ。			
古ノ教ニ智仁勇ノ三徳ヲクンハ国家治ル事アリ。	『中庸』	智仁勇三者、天下之達徳也	『三徳抄』
曰道ヲ聞人文字ヲ学スル事不可有。			
古ノ聖賢ノ教ニモ此五倫ノ專ト説宣。			
曰外物尽ク心徳不明、是急務者之行ナリ。			
仁者人ノ心ナリト云ナリ。	『孟子』「告子」上篇	孟子曰、「仁、人心也。」	『春鑑抄』「孟子ニハ、「仁人之心也」ト云ルヲ」
其ノハハ虎狼ノ母ヲ乳ヲ飢時ニ必ヒサツキタルナリ、カハウト云禽魚ヲ取ツテ天ニ祭テ後己カ養ト云。鳥モ巢ニ有母ニ養ルハ巢ヲイテテ母鳥ヲ養トナリ。	『朱子語類』四、「春秋』繁露』	『朱子』虎狼之仁、豺獺之祭、『春秋』羊狄之其母必絶類、知礼者	『春鑑抄』「虎・狼モ母ヲ乳ヲ吞ムキニヒザラツイテ吞ムト云ゾ。獺モ魚ヲ乳、ハツホヲ養テ天ニ祭ツルト云ゾ。人トシテ仁ヲ養スルハ、虎・狼ニモ劣リタルコトゾ。鳥トモ、巢ニアルトキハ、母ニ飼ワクマカヘス、ト云ゾ。」
鳩ハ木ニヤトル時枝ニツツ下ニ其子ヲ乳ト云ヘリ。			
孟子曰仁者無不愛也。急親賢ノ為務ト云ヘリ。	『孟子』「尽心」上篇	仁者無不愛也。急親賢之為務。	『春鑑抄』「孟子ニ、「仁者無不愛也。急親賢之為務」ト云テ」
曰不義而富且貴於如浮雲。	『論語』「述而」	不義而富且貴、於我如浮雲。	『春鑑抄』「又ハハハ、「不義而富且貴、於我如浮雲」ト云テ」
貧賤富貴ハ皆天命也。	『論語』「顔淵」	死生有命、富貴在天	『春鑑抄』「貧賤・富貴ハ天命也。」
君子義以為上、君子有勇而無義為盜ト云テ	『論語』「陽貨」	君子義以為上。君子有勇而無義為乱。小人有勇無義為盜。	『春鑑抄』「論語ニ、「君子義以為上。君子有勇而無義為盗。」ト云テ」
兵法曰、能戰モノハ死ス、ニカルモノハ生ト云カコトゾ。			『三徳抄』「又軍陣ニノミテ、勇ニ戰ヘハ必ス死ス、逃ケルハ死ナズ、」
礼ト云ハ人ニ敬儀有テ事ノ次第ノ乱サルヤコトナスヘキナリ。			『三徳抄』「礼トハ、人ニツツハミツリテ、事ノ次第ノ乱レザラユ云也。」
礼義三百威儀三千ト云	『中庸』	礼儀三百、威儀三千	『春鑑抄』「中庸、「礼儀三百、威儀三千」ト云テ」
君タル人臣ノ下ヲ使ニ礼義法度ヲ正シクシテツカヘハ、臣モ又君ニ忠ヲツクス。	『論語』「八？」	君使臣以礼、臣事君以忠	『春鑑抄』「又曰、「君使臣以礼、臣事君以忠」ト云テ、君タル人臣ノ下ヲ使フニ、礼義・法度ヲ正シテ使ヘハ、臣下モ又君ニ忠節ヲツクスモノゾ。」
朱文公礼ノ本在敬ト	朱文公		『春鑑抄』「朱文公ハ、「礼之本、在于敬」ト云テホトニ」
故ニ智ト云ハソリマワスト云心ナリ。			『春鑑抄』「智トハ……故ニ字ニモ、「知白」(ソリマワス)ト書クゾ」
古ノ智者人ノ行見聞ニ明鑑ヲクモラサルカコトゾ。			
曰智者不惑是非ノ二ツツ分別スルカ故ニ、何事ニテモ惑ト云コトハ、カリニモノキコトナリ。	『論語』「子罕」	智者不惑	『春鑑抄』「孔子モ、「知者不惑」ト云レタゾ。物ノ理非ヲ分明分テ、是ハ理也、是非ナリ、ト知ルコト、鏡ノ妍醜ヲ弁スルガトクナルホトニ、物ニ迷フ事ガナレゾ。」
信者マコトナリ。	『説文』	信、誠也。	『春鑑抄』「説文曰、「信誠也。…」ト云心ハ、信ハマコトナリ。」
少モ偽リナク定ムル理ナリ。			『三徳抄』「信トハ、人ノ心、イツツリナク定リタルコトナリ。」
曰於文人言為レ信レ言而不レ信非レ為人。	『説文解字？』	於文人言為信。言而不信非為人也。	『春鑑抄』「説文曰、「信誠也。於文人言為信。言而不信非為人也。イツ心ハ、信ハマコトナリ。」

【表二：「十惡罪」・「七殺」記述比較】

大聖寺本	養賢堂本(刈谷・対馬・米沢はほぼ同)	東北大学附属図書館本	池田家本
又十惡罪一ニ曰謀反、二ニ曰謀大逆、三ニ曰謀叛、四ニ曰惡逆、五ニ曰不道、六ニ曰大敬、七ニ曰不孝、八ニ曰不睦、九ニ曰不義、十ニ曰内乱。此十惡ハ皆死罪ニアタル。	亦十惡罪一曰謀反、二曰大逆、三曰謀叛、四曰惡逆、五曰無道、六曰大敬、七曰不孝、八曰不睦、九曰不義、十曰内乱。此十惡ハ皆死罪ニアタル。	養賢堂とほぼ同じだが六・七の順序逆	大聖寺とほぼ同
又七殺トテ人ヲ損サスル者ヲ又其者ヲ行法有。一ニ曰規殺、二ニ曰謀殺、三ニ曰故殺、四曰鬪殺、五曰謀殺、六曰戲殺、七曰過失殺也。	亦七殺トテ人ヲ損サスル者ヲ又行フ法アリ。一曰規殺、二曰謀殺、三曰故殺、四曰鬪殺、五曰謀殺、六曰戲殺、七曰過失殺也。	二が謀反。(ほかは養賢堂本とほぼ同。	二曰謀殺・五曰謀殺